

保発0923第2号
平成28年9月23日

都道府県知事
地方厚生（支）局長

} 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師
の施術に係る療養費の支給について（通知）

はり、きゅう及びあん摩・マッサージ・指圧に係る療養費の算定については、今般、
従前の施術料金等を下記のとおり改め、本年10月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

1 はり、きゅう

(1) 初検料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1,610円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1,660円

(2) 施術料

- ① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合

1回につき 1,300円

- ② 2術（はり、きゅう併用）の場合

1回につき 1,520円

注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電

気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。

(3) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 285円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 575円

(4) 往療料 1, 800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2, 310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給について（通知）」新旧対照表

新	旧
<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 610円</p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1, 660円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 300円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 520円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に<u>770円</u>を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律<u>2, 310円</u>を加算する。</p>	<p>1 はり、きゅう</p> <p>(1) 初検料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1, 610円</p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1, 660円</p> <p>(2) 施術料</p> <p>① 1術（はり又はきゅうのいずれか一方）の場合 1回につき<u>1, 270円</u></p> <p>② 2術（はり、きゅう併用）の場合 1回につき<u>1, 510円</u></p> <p>注 はり又はきゅうと併せて、施術効果を促進するため、それぞれ、はり又はきゅうの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気針、電気温灸器又は電気光線器具を使用した場合は、電療料として1回につき30円を加算する。</p> <p>(3) 往療料 1, 800円</p> <p>注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に<u>800円</u>を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律<u>2, 400円</u>を加算する。</p>

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 285円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 575円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に770円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,310円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。

2 あん摩・マッサージ

(1) マッサージを行った場合

1局所につき 275円

(2) 温罨法を併施した場合

1回につき 80円加算

注 温罨法と併せて、施術効果を促進するため、あん摩・マッサージの業務の範囲内において人の健康に危害を及ぼすおそれのない電気光線器具を使用した場合にあっては、110円とする。

(3) 変形徒手矯正術を行った場合

1肢につき 565円

(4) 往療料 1,800円

注1 往療距離が片道2キロメートルを超えた場合は、片道8キロメートルまでについては、2キロメートル又はその端数を増すごとに、所定金額に800円を加算し、片道8キロメートルから片道16キロメートルまでについては、一律2,400円を加算する。

注2 片道16キロメートルを超える場合の往療料は往療を必要とする絶対的な理由がある場合以外は認められないと。

保医發0930第4号
平成28年9月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公印省略)

「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の支給の留意事項等について」の一部改正について

標記については、「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る
療養費の支給の留意事項等について」(平成16年10月1日付保医發第1001002号)
により取り扱っているところであるが、その一部を下記のとおり改正し、本年10月
1日以降の施術分から適用することとしたので、貴管下の関係者に周知を図るととも
に、円滑に取り扱われるよう御配慮願いたい。

記

1 別添1関係

- (1) 第6章2を次のとおり改める。
 - 2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う
場合を含む。）に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、
単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場
合については、往療料は支給できないこと。
- (2) 第6章6を次のとおり改める。
 - 6 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定す
る建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定す
る介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術
した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由が
あって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

2 別添2関係

- (1) 第5章2を次のとおり改める。
 - 2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合（定期的・計画的に行う

場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患家の求めに応じた場合又は患家の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。

(2) 第5章7を次のとおり改める。

7 同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があつて、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等	別添1 はり、きゅうの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等
第1章 通則 (略)	第1章 通則 (略)
第2章 療養費の支給対象 (略)	第2章 療養費の支給対象 (略)
第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)
第4章 初検料 (略)	第4章 初検料 (略)
第5章 施術料 (略)	第5章 施術料 (略)
第6章 往療料	第6章 往療料
1 (略)	1 (略)
2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合(定期的・計画的に行う場合を含む。)に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。	2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に支給できるものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。
3~5 (略)	3~5 (略)
6 同一の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。)に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に	6 同一家屋内(介護老人福祉施設等の施設を含む。)で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は別々に支給できないこと。

支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

7・8 (略)

第7章 施術録 (略)

第8章 支給事務手続き (略)

○「はり師、きゅう師及びあん摩・マッサージ・指圧師の施術に係る療養費の支給の留意事項等について」新旧対照表

新	旧
別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第1章 通則 (略)	別添2 マッサージの施術に係る療養費の取扱いに関する留意事項等 第1章 通則 (略)
第2章 療養費の支給対象 (略)	第2章 療養費の支給対象 (略)
第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)	第3章 医師の同意書、診断書の取扱い (略)
第4章 施術料 (略)	第4章 施術料 (略)
第5章 往療料 1 (略) 2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合 <u>定期的・計画的に行う場合を含む。)</u> に支給できること。治療上真に必要があると認められない場合、単に患者の求めに応じた場合又は患者の求めによらず定期的・計画的に行う場合については、往療料は支給できないこと。 3～6 (略) 7 同一の建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいい、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人福祉施設等の施設を含む。）に居住する複数の患者を同一日に施術した場合の往療料は、別々に支給できないこと。ただし、やむを得ない理由があって、同一の建築物に複数回赴いて施術した場合はこの限りでないこと。	第5章 往療料 1 (略) 2 往療料は、治療上真に必要があると認められる場合に <u>支給できる</u> ものであり、これによらず、定期的若しくは計画的に患者に赴いて施術を行った場合には、支給できないこと。 3～6 (略) 7 同一家屋内（介護老人福祉施設等の施設を含む。）で複数の患者が施術をうけた場合の往療料は、別々に支給できないこと。

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)

8 (略)

第6章 施術録 (略)

第7章 支給事務手続き (略)